

# 私立学校関係の補助金に係る財産処分の 取扱いについて（変更の概要）

## 変更内容

### ○対象となる学校種の追加（「2. 対象となる補助金（1）」及び「3. 承認手続（3）」）

- ・対象となる学校種に義務教育学校を追加。

### ○対象となる補助金の修正及び追加（「2. 対象となる補助金（1）及び（2）」）

- ・私立大学等研究設備整備費等補助金（私立高等学校等 I T 教育設備整備推進事業）を、私立大学等研究設備整備費等補助金（私立高等学校等 I C T 教育設備整備推進事業費）に修正するとともに、「私立学校情報通信ネットワーク環境施設整備費補助金」、「私立学校情報機器整備費補助金」を追加。…（1）
- ・「私立学校情報通信ネットワーク環境施設整備費補助金」及び「私立学校情報機器整備費（遠隔授業活用推進事業）補助金」を追加。…（2）

### ○押印の廃止（「3. 承認手続（1）」等、その他関連様式の修正）

「3. 承認手続（1）」、「4. 申請手続の特例（包括承認事項）（1）」及び「7. 担保に供する処分（抵当権の設定）」にかかる承認基準別紙1（財産処分承認申請書）および承認基準別紙2（財産処分報告書）の「印」を削除。

### ○報告事項の追加（「4. 申請手続の特例（包括承認事項）（1）」）

承認基準別紙2の財産処分報告書の提出をもって、文部科学大臣の承認があったものとみなす取扱いに以下を追加。（本取扱いの追加については、令和2年3月3日付け事務連絡において、通知を改正し改めて周知する予定であるとしていた内容である。）

- ⑤ 「G I G A スクール構想の実現」に向けた私立学校情報通信ネットワーク環境施設整備事業に係る交付決定に伴う、私立学校施設整備費補助金（私立学校教育研究装置等施設整備費（私立大学・大学院等教育研究装置施設整備費））、私立学校施設整備費補助金（私立学校教育研究装置等施設整備費（私立高等学校等施設高機能化整備費））における高機能化整備事業等及び私立大学等研究設備整備費等補助金（私立高等学校等 I C T 教育設備整備推進事業費）で整備した通信設備の取壊し及び廃棄。